

環境デザイン研修会

住環境の設計について、従来は明確な基準がなく設計者の裁量に拠るところが大きかった。しかし、2020年には省エネ法による所定の断熱性能の確保が義務化されることとなり、温熱環境も含めた光・風・音といった、いわゆる環境面についてより幅広い知識が設計者に要求される時代になると考えられる。設計者として直近に求められることは、省エネ法に対応した設計法の習得であるといえるが、本来、住環境は、その地域の気候風土や立地場所から温度・湿度・風・光といった諸条件を設計段階で読み取り、最終的にこれらを建物に反映させて形成されるべきものであると考えられる。しかしながら、省エネによる断熱措置が義務化されると、基準に合わせることでよしとする風潮が助長され、また、この基準のみが唯一の解であると錯覚してしまう可能性が危惧される。

このような時代を迎えるにあたり、環境面について実務に生かせるような全般的な知識の習得や活動をしていくことを目的として、このたび建築士会姫路支部の有志で「環境デザイン研修会」の企画を提案する。具体的には、姫路特有の気候、風土を理解して地域性を反映するとともに、断熱材等に使用する化学材料のみをよしとするのではなく、大工技術を生かして地場の自然素材を組み込んだ住空間のデザインに結びつく活動を行うこととする。初年度は「住宅設計と環境デザイン」(小泉雅生著)をテキストとした勉強会を毎月1回実施する予定である。将来的には、テキストの著者や環境系の学識経験者を招いたセミナーや現場見学会、大学などの研究機関と連携した住環境の実測調査などを段階的に実施したいと考えている。

先に挙げた、省エネ法による所定の断熱性能の義務化に伴う基準の措置については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第74条第1項に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合は適用除外とされている。したがって、最終的には地域の所管行政庁と連携して産・官・学が一体となり、この制度を利用した姫路ならではの省エネ基準の提案に結びつく活動を目指していきたいと考えている。



住宅設計と環境デザイン
小泉雅生 著

主要目次

- 1章 快適な住まいを目指して
- 2章 敷地を読む
- 3章 ヴォリュームをスタディする
- 4章 平面を計画する
- 5章 断面を計画する
- 6章 内装・外装を考える
- 7章 開口部
- 8章 設備機器
- 9章 周辺環境
- 10章 事例

スケジュール

日時：毎月第3水曜日 20時～
場所：建設会館2階会議室

第一回：5月20日(水曜日)
・概要説明、意見交換、役割分担
・「住宅設計と環境デザイン」1～3章
についての談議

第二回：6月17日(水曜日) 予定

まず、数年前まで続けていた「建築談議」のスタイルで始めます。
前もって準備できる方、継続して参加できる方であれば、建築士会姫路支部会
員以外の方の参加もできます。
一般の方への活動報告(報告会の開催・HPの活用など)を行う予定です。